

お知らせ



都市計画に関するお知らせ

## 都市計画用途地域変更案の縦覧について

企画画財政課 企画調整広報係 ☎05-11085

都市計画法第17条の規定により、筑豊広域都市計画用途地域変更の案の縦覧を行います。

この都市計画用途地域変更の案にご意見のある方は、桂川町に意見書を提出することができます。

【都市計画の種類及び名称】

筑豊広域都市計画用途地域変更

【縦覧及び意見書の提出期間】

令和2年5月12日(火)～令和2年5月26日(火)

8時30分～17時まで ※土日・祝日は除く

【縦覧場所及び意見書の提出先】

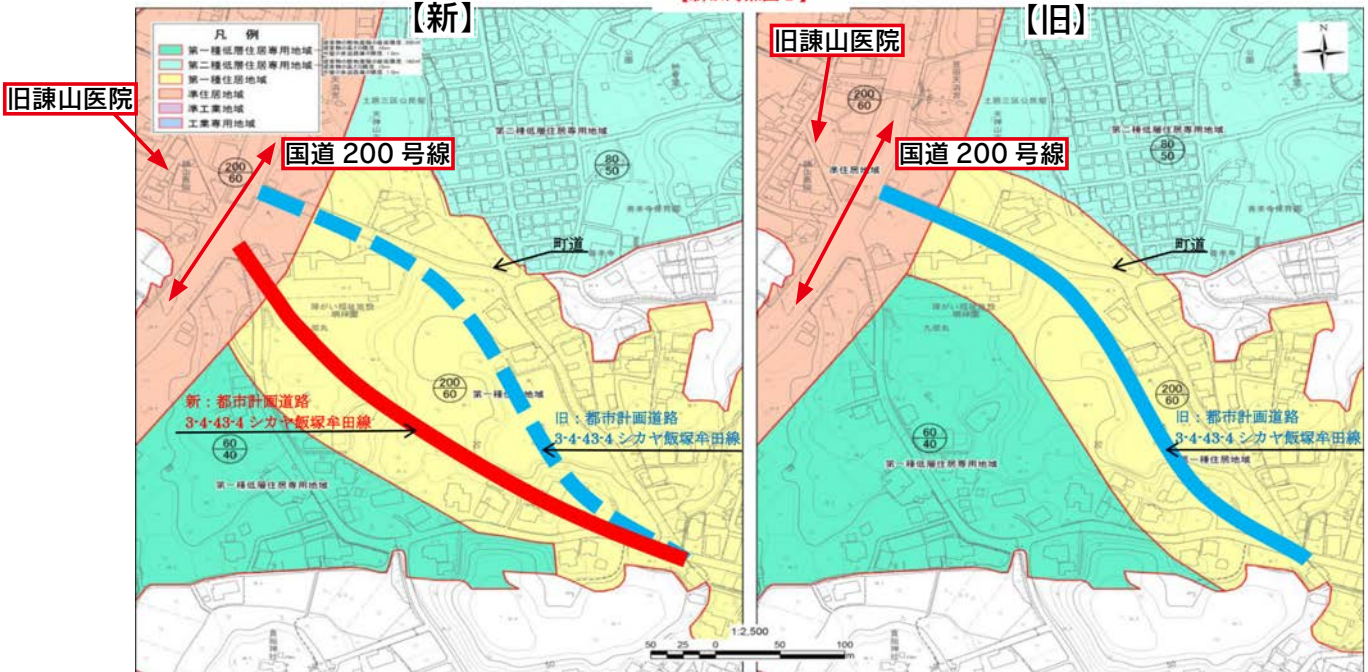
桂川町役場2階 企画画財政課

【変更内容】

平成6年に桂川町が定めた、都市計画道路「シカヤ飯塚牟田線」につきまして、平成31年2月に一部路線の変更を行いました。この一部路線の変更に伴い用途地域の変更を行います。(新旧対照図1参照)

また、「筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において拠点として位置付けている桂川町役場周辺は、公共施設の集積を考慮し、用途地域の変更を行います。(新旧対照図2参照)

【新旧対照図1】



【新旧対照図2】

